

仕 様 書

1. 件名 各教育支所所管施設プロパンガス購入
2. 契約期間 契約締結日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日
3. 履行期間 令和 7 年 12 月 1 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日
4. 供給場所及び年間購入予定数量
別紙 2 及び別紙 3 のとおり
※購入予定数量は、あくまでも参考値（過去の実績等）であり、最低購入数量を保障するものではない。
5. 納入期限 契約期間中の毎月末日
6. 契約の相手方選定方法
プロパンガス 1 m³あたりの単価による競争入札とする。
単価の表示は 1 円単位までとし、消費税相当額は記載しないこと。
7. 料金等
・ プロパンガス 1 m³あたりの単価契約（従量料金のみ）とし、基本料金（最低月額）制は用いない。
・ 料金は、暦月ごとのプロパンガス購入 1 m³あたりの単価を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）に消費税相当額を乗じた額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）を加算し、当月分として請求書受理後 30 日以内に支払う。
・ 毎月末日において供給数量を確認し、各供給場所担当者へ納入伝票等を速やかに交付すること。なお、計量は小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以降は切り捨てること。
・ 給食室供給分については、本市以外の学校関係団体が経費の一部を別途負担するため、本市の指示により請求先を分けること。なお、請求書の発行単位については、別途指示する。
8. その他
・ 履行開始日までに機器等を各供給場所に設置の上、プロパンガスを供給できる状態に調整を完了し、契約期間終了後に撤去すること。なお、設置及び撤去費用は、契約業者の負担とする。
※ガスメーター及び調整器等の供給設備は、各施設に備え付けの市所有設備を利用すること。
・ 各月の検針時に供給設備の点検を行い、問題が発見された場合は、随時当該施設及び学校支援課へ報告すること。
・ 契約期間内に一度設備の保安点検を実施すること。
また、メーター・調整器等の交換が必要な場合は、3ヶ月前までに施設管理者へ書面により通知すること。
・ 契約期間終了時に、次期契約業者へ保安台帳を引き継ぐこと。
・ 設置場所については、各地域を所管する教育支所担当者の指示に従うこと。
9. 担当部署 下関市教育委員会教育部 学校支援課
TEL 2 3 1 - 1 2 3 5 FAX 2 2 2 - 8 3 3 8